



# 島根県報

令和7年12月5日(金)  
第675号  
(毎週火・金曜日発行)  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【告示】

土地改良区の役員の退任の届出 (農村整備課) 2

### 【公告】

公共測量の実施(2件) (技術管理課) 2

公共測量の終了(2件) (〃) 2

## 告示

### 島根県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年12月5日

島根県知事 丸山達也

浜田市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

久保田章市 浜田市竹迫町2359番地7

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年12月5日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年11月19日から令和8年2月25日まで

3 作業地域

益田市東町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年12月5日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年11月20日から令和8年2月25日まで

3 作業地域

益田市向横田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年11月25日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

---

令和7年12月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年10月1日から同年11月25日まで

3 作業地域

出雲市大津町地内から枝大津町地内まで

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年11月14日に終了した旨海士町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年12月5日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和7年6月25日から同年11月14日まで

3 作業地域

隱岐郡海士町大字海土地内